

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 4 月 26 日現在

機関番号：23503

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25381066

研究課題名(和文)日本型大学単位制度の再構築

研究課題名(英文)The Restructure of University Credit System

研究代表者

清水 一彦(Shimizu, Kazuhiko)

山梨県立大学・私立大学の部局等・学長

研究者番号：20167448

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、グローバル化時代における国際通用性を視野に入れながらわが国独自の日本型単位制度の導入をめざした3つの政策提言を行った。

(1)週6日制時代の1週間の労働時間に合わせて作られた「1単位45時間の学修」という1単位の定義を見直し、週40時間労働制の下で国際通用性のある定義を明示すべきである。(2)3種類の単位計算方法の規定を廃止し、講義・演習と実験・実習等の2種類とした上で、自学自習についてはシラバスで担保できるような規定を明示すべきである。(3)総単位数124単位については、最低基準という考え方ではなく、標準単位数として推奨するとともに、教育の質保証を担保する仕組みを明示すべきである。

研究成果の概要(英文)：The aim of this study is to suggest reforms for the credit system restructuring. As a result, I mentioned the following three points in particular.

1)The definition of 1 credit as "1credit = 45 hours of learning" that was made in accordance with one week of working time in the days of "6 working days a week" system, should be reconsidered, and a new definition should be made on the basis of the system of "40 working hours a week" that is used nationally besides.2)The definition of a credit through the 3 types credit calculating method should be abolished; and the definition on the basis of 2 types "lectures - seminars" and "experiments - practice", that can grant self-study by the syllabus, should be made.3)As for 124 credits as the total number of credits, they should not be considered as a minimum requirement, but be recommended as a standard number of credits as a part of mechanism that can ensure the quality assurance of education.

研究分野：教育学

キーワード：単位制度 大学設置基準 学期制 教育質保証 シラバス

1. 研究開始当初の背景

(1) 大学教育の質保証や質向上という言葉が、わが国の大学改革を語る場合に簡単に使われている。また、実際の教育現場でも改革・改善を進める上で、お題目のようにこの言葉が頻繁に使われるようになった。確かに文部科学省中央教育審議会の大学教育部会でも教育の質向上の問題は取り上げられ、活発な議論を展開している。そして、そこから生まれた施策として、大学教育の質を上げるには、まず学修時間を増やして学生の主体的な学びを確立することが重要であるとして、シラバスの充実や授業科目のナンバリング、ティーチング・アシスタント等の学修支援環境の充実、さらには学生の学修成果の把握としてアセスメントテスト、学修行動調査などの活用例示、他大学と比較できる情報発信「大学ポートレート」といったものが提示されてきた。

(2) このような「学習させる大学」への施策の反映には、日米の大学生の学習時間の比較調査結果などが引き合いに出されている。日本の学生の学習時間は1日当たり4.6時間であり、大学設置基準が想定している8時間の半分程度に過ぎない。授業に関連した学習時間では、米国の大学1年生は週11時間以上が6割程度なのに対して、わが国の大学生では週1～5時間が6割程度であるという調査結果である(中央教育審議会部会資料)。しかも、この問題が単位制度の基本定義である「1単位45時間の学修」と関係して議論されようとしていた。

2. 研究の目的

本研究では、現行の単位制度が誤解のもとで設計され、しかも現場をかなり悩ませ続けている現状を克服するために、戦後導入された単位制度の制度設計の間違いを指摘し、単位制度の基本骨格の再構築をめざし、大学設置基準の改訂への提言を行うことを目的とした。具体的には、以下の3点について明ら

かにすることとした。

(1) 週6日制時代の1週間の労働時間に合わせて作られた「1単位45時間の学修」という1単位の定義を見直し、今日の週40時間労働制の下でしかも国際通用性のある定義を明示する。

(2) 3種類の単位計算方法の規定を見直し、講義・演習、実験・実習等の2種類とし、しかも自学自習についてはシラバスで担保できるような規定を明示する。

(3) 総単位数124単位については、最低基準という考え方ではなく、標準単位数として推奨するとともに、教育の質保証を担保する仕組みを明示する。

3. 研究の方法

単位制度の基本骨格の再構築をめざし、大学設置基準の改訂への提言を行うという目的を達成するために、歴史的及び比較視点の観点から、次のような研究計画・方法を設定した。すなわち、

(1) まず、「1単位45時間の学修」規定の論拠を明確にし、単位制度を世界で最初に開発・実践し、長い歴史を有するアメリカの大学の1単位定義との比較考察を行う。

(2) 次に、当初から規定されてきた講義、演習、実験・実習等の3種類の単位計算方法は、わが国独自のものであったが、そうした単位計算方法の非現実化を検証するとともに、自学自習の規定のあり方をアメリカの事例とともに比較考察する。(3) そして、教育の質保証という観点からあらためて卒業要件となっている総単位数124単位のとらえ方や卒業制度の見直しを検討する。また、アメリカの大学では、修得単位数とともにGPA(Grade Point Average)が課せられている。なぜそのような要件が加わったのかを歴史的に解明するとともに、わが国の卒業制度が教育の質保証を担保するものになっていない現状を分析・考察する。

なお、上記の研究計画を進める際、わが国

における当初の「大学基準」やその後の大学設置基準に係る文書を丹念に調べるとともに、アメリカのとくに地域資格認定機関の規定や大学現場での実態調査のほか、わが国の個別大学の实態調査も実施する。

4. 研究成果

戦後導入された単位制度の制度設計の過ちを指摘しつつ、単位制度の再構築をめざした大学設置基準の改訂への政策提言は、以下の3点である。

(1) 週6日制時代の1週間の労働時間に合わせて作られた「1単位45時間の学修」という1単位の定義を見直し、週40時間労働制の下でしかも国際通用性のある定義を明示すべきである。

「1単位45時間の学修」は、日本人の平均労働者の1週間の労働時間を基に作られたものである。つまり、月曜日から金曜日までは8時間、土曜日5時間の労働法制である。戦後長い間、週6日制は維持され、その意味では1単位45時間は合理的で妥当な規定であった。しかし、近年の週休2日制によって、世の中は週40時間制に切り替わり、今日に至っている。その意味では、当然のことながら、労働法制の変化に合わせて学修時間の規定も変更する必要がある。こうした規定自体、社会状況に照らし合わせると非現実的であり、不合理性あるいは非妥当性をもっているといえる。こうしたことから、少なくとも設置基準における1単位の定義は、「40時間の学修」（時間は実時間）と変更すべきであると考えらる。

また、関連して「1単位時間」を明確にすべきである。週45時間という規定については、労働時間に合わせた実時間、つまり1時間=60分ととらえることができるが、それとは違ういわゆるアカデミック・アワーとする意見もある。確かにわが国の大学教育においては、1単位時間の規定は存在しない。初

等・中等学校においては、規則の中で1講時間=45分とか50分という規定がある。大学の世界では、慣行的に90分（この場合は1単位時間は45分）とか100分（1単位時間は50分）が採用されている。実際、同じ2学期制を敷いている大学でも、1単位時間を50分にしたり、45分にしたり異なった状況にある。労働時間に合わせた実時間と規定するか、さもなければアカデミック・アワーとして1単位時間=50分といった共通の規定にするなど、検討する必要がある。

以上の改定とは別に、1単位の定義そのものを見直すことも考えられる。わが国では2学期のセメスター制であれ、3学期制であれ、卒業単位は124単位（4単位は体育追加）と規定され、セメスター単位が採用されている。学期制と結びついた単位制度の基本が崩れたままである。これに対してアメリカでは、どのような学期制を採用しても1単位の定義は「1科目の授業を週1回1学期に履修すること」という単純明快なものである。週2回授業があれば2単位、週3回あれば3単位となる。このように定義を設定すれば、当然のことながら学期制によって卒業単位数が異なるが、それが国際通用性のある単位制度となる。

(2) 3種類の単位計算方法の規定を廃止し、講義・演習と実験・実習等の2種類とした上で、自学自習についてはシラバスで担保できるような規定を明示すべきである。

授業形態ごとの3種類の単位計算方法は、もともと旧制大学から新制大学への移行の際の、とくに実験の多い理系科目を維持するために苦肉の策で作られたいわばフィクションに過ぎない。自学自習を求めない実験・実習等の規定（当初の45時間の実験・実習等で自学自習0時間）は現実とは乖離し、全く意味のない規定でもあった。その後柔軟化されたとはいえ、依然として一部の大学では

45 時間規定を導入しているのが現状である。確かに、単位計算方法の中で、講義、演習、実習・実技等への授業時間と自学自習の割合は弾力化されたが、3種類の単位計算方法はアメリカでも聞いたことがない。そもそもアメリカの単位制度においては自学自習の規定すらないのが現状である。この認識はわが国ではきわめて希薄である。つまり、自学自習は自明のことであり、基準によって規定するようなものではないからである。

講義、演習、実験・実習等の3種類の単位計算方法は、わが国独自のシステムであったが問題が大きい。アメリカの地域資格認定機関や大学カタログの例をみるまでもなく、従来の3種類規定は早急に2種類へと変更すべきである。勿論、大学の単位制度は自学自習を前提して成立していることは間違いない。アメリカでは当初から1単位の定義の中に時間的数量的規定のみならず、「満足な学習成果」が加えられている。これはわが国ではあまり知られていないが、単位制度は選択制を基軸に考えられた制度であり、選択制には今日のFD (Faculty Development) なる教授法の開発が組み込まれ、それゆえ単位制度のサブシステムとしてFDがあり、シラバスの作成はFDの仕事になっているのである。選択制 単位制度 FD シラバスといった連続的かつ繋がりをもった構造を有している。実際、アメリカの大学では自学自習はシラバスによって奨励されているとあってよい。設置基準による単位の計算方法の徹底を図るのではなく、むしろシラバスの使命・役割の重要性とともに、シラバスによる自学自習の促進方策を掲げた方がよい。

(3) 総単位数124単位については、最低基準という考え方ではなく、標準単位数として推奨するとともに、教育の質保証を担保する仕組みを明示すべきである。

アメリカでは卒業要件としての総単位数

は学期制の種類と1単位の学習量と密接に関係する。つまり、例えば Semester 制では通常5科目程度の履修状況で、各科目が3単位とすれば、1学期に15単位、年間30単位、4年の卒業までに120単位が基本となる。他方、Quarter 制では3学期あるので、年間45単位、卒業までに180単位という履修要件になるのである。アメリカでは、このほかに「コース単位」という近年東部の私立大学を中心に採用してきた単位制度があるが、これを加えた Semester 単位、Quarter 単位の3種類が存在し、いずれも1人の学生の卒業までの総学修時間量は同じように設計されている。その意味では、いかなる学期制をとろうとも4年間の学習量は標準的な考え方がとられている。わが国の単位制度の導入の際にも同様な考え方が存在した。しかし、設置基準に規定されたことからその最低基準としての性格が強まり、設置審査の必要条件にもなっている。現場の大学でも1単位でも不足する場合は留年の決定が下される。他方、卒業判定において上限はほとんど顧みられず、むしろその努力が賞賛される場合が多い。本当にそれでよいのであろうか。もう一度、標準単位数という考え方を強調すべきであると考え。それによってカリキュラム編成の議論が活発化し、カリキュラムの精選も期待できるのではないか。

いかなる国であろうと修得単位数は卒業要件の一つとなっているが、アメリカの大学では、修得単位数とともに GPA (Grade Point Average) が課せられている。それは1単位の定義に含まれる「満足な学習成果」を具現したものに他ならない。わが国の場合、この GPA 相当のシステムも徐々に導入されてきているが、これまで卒業制度が教育の質保証を担保するものになっていない。近年のグローバル化に関連して、教育の質保証の仕組みは重要な課題となっている。その意味では、GPA に相当する質保証の装置が基準の上でも設

定されなければならない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 5件)

清水 一彦、教育における接続論と教育制度改革の原理、日本教育学会『教育学研究』、

査読有、第 83 巻 4 号、2016、pp.384-397

清水 一彦、大学単位制度と能動的学修、

日本教育制度学会『教育制度学研究』、

査読無、第 22 号、2015、pp.166-172

清水 一彦、アーティキュレーションの本質論と教育制度改革、日本教育制度学会『教育制度学研究』、査読有、第 22 号、

2015、pp.14-31

清水 一彦、私の教育制度学 40 年(特別講演)、筑波大学人間系教育学域『教育学系論集』、査読無、第 40 巻第 1 号、2015、

pp.111-124

清水 一彦、単位制度の再構築、大学基準協会『大学評価研究』、査読有、第 13 号、

2014、pp.39-49

[学会発表](計 4件)

山田 礼子・溝上 智恵子・清水 一彦、

IR と学生調査データを教育改善に活かすための方法、日本教育制度学会第 24 回大会「中央大学(東京都・八王子市)」、

2016.11.13

清水 一彦、実践的職業教育の高等教育体系化、日本教育制度学会第 23 回大会「奈良教育大学(奈良県・奈良市)」、2015.11.7

清水 一彦、大学単位制度と能動的学修、日本教育制度学会第 22 回大会「高知大学(高知県・高知市)」、2014.11.9

清水 一彦、大学単位制度の実質化方策、日本教育制度学会第 21 回大会「筑波大学(茨城県・つくば市)」、2013.11.17

[図書](計 1件)

清水 一彦・窪田 眞二編、協同出版、

学校教育と経営、2013、263

[産業財産権]

出願状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

[その他]

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

清水 一彦(SHIMIZU, Kazuhiko)

山梨県立大学・学長

研究者番号: 20167448

(2)研究分担者 なし

()

研究者番号:

(3)連携研究者 なし

()

研究者番号:

(4)研究協力者 なし

()